

五 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十二年法律第八号）

改正案

現行

<p>（法人税率の特例） 第十六条 法人又は人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この項において同じ。）の平成十一年四月一日以後に開始する各事業年度（同法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。第三項において同じ。）の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる法人又は人格のない社団等の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。</p>		<p>（法人税率の特例） 第十六条 法人又は人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この項において同じ。）の平成十一年四月一日以後に開始する各事業年度（同法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。第三項において同じ。）の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる法人又は人格のない社団等の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。</p>			
		第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
<p>一 法人税法第二条第九号に規定する普通法人（第三項及び第四項において「普通法人」という。）又は人格のない社団等（次号に規定する政令で定める法人を含む。）</p>	<p>同法第六十条 六条第一項 及び第百四 十三条第一 項</p>	<p>百分の 三十四 ・五</p>	<p>百分の 三十</p>		
<p>一 法人税法第二条第九号に規定する普通法人（次項及び第三項において「普通法人」という。）又は人格のない社団等（次号に規定する政令で定める法人を含む。）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>		

二 (略)	(略)	同法第六十 六条第二項 及び第四百 十三條第二 項	百分の 二十五	百分の 二十二
三 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等(第三項及び第五項において「協同組合等」という。)	同法第六十 六条第三項		百分の 二十五	百分の 二十二

2 | 法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の施行の日以後に終了する各計算期間(法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。)の所得に係る法人税法第八十二条の四の規定の適用については、同条中「百分の三十四・五」とあるのは、「百分の三十」とする。

3 | (略)

4 | (略)

5 | (略)

二 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等(次項及び第四項において「協同組合等」という。)	(略)		(略)	(略)

(新設)

2 | (略)

3 | (略)

4 | (略)

6 |

(略)

5 |

(略)